

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファンの風量測定時、風量不足が認められたため、当該空調機の交換を検討	D	
2	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室ガス温度のプロセスコンピュータ打出し値に不良が認められたため、当該温度検出系を点検・修理	D	
3	2号機	タービン補機冷却水ポンプ(B)の電源遮断器の投入の際、遮断器のトリップ事象発生が認められたため、当該遮断器を点検・修理	D	
4	3号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(足場板(2m))が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
5	3号機	給水加熱器(1C)用抽気逆止弁(RCV-51-1C)の定例動作確認時、開閉表示ランプの誤表示(両点灯)が認められたため、弁開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
6	3号機	硫酸第一鉄注入ポンプの吸込圧力計において、指示用指針と設定値用指針に接触が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	5号機	原子炉圧力容器スタッドテンションの点検時、昇降制御装置に故障が認められたため、当該装置を修理及び対応検討	C	
8	5号機	タービン建屋換気系排気ファン出口の試料採取用流量計(FI-70-400)において、汚れが認められたため、当該計器を点検・清掃	対象外	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンク液位記録計において、指示不良(指示変動)が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
10	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(B)の濃度計において、一時的な指示変動及び「廃液濃縮器(B)濃度高」の警報発生が認められたため、濃度計を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器プリコートタンク戻り弁(AO-G33-Z010-19)において、閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	集中環境施設	換気空調系廃棄物処理エリア外気処理装置において、点検口(北中央側・南東側)下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで